

千葉県農業再生協議会事務処理規程

平成16年3月26日制定

(目的)

第1条 この規程は、千葉県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) 事務分担組織 (責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

千葉県 (農林水産部生産振興課副課長の職にある者)

(2) 農地の利用集積に係る事務

千葉県 (農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者)

(3) 荒廃農地等の再生利用に係る事務

千葉県 (農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者)

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

千葉県 (農林水産部担い手支援課副課長の職にある者)

(5) 地域農業再生協議会に対する指導・助言に係る事務

千葉県 (各農業事務所において本件事務を所掌する課長の職にある者)

(6) 施設園芸燃油価格高騰対策の実施に係る事務

千葉県 (農林水産部生産振興課園芸振興室長の職にある者)

(7) 産地パワーアップ事業の実施に係る事務

千葉県 (農林水産部生産振興課副課長の職にある者)

(8) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業の実施に係る事務

千葉県 (農林水産部生産振興課副課長の職にある者)

(9) その他県協議会の目的を達成するために必要なことに係る事務

千葉県 (農林水産部生産振興課副課長の職にある者)

2 前項第1号から4号及び第6号から第8号の事務責任者は、当該事務の区分に係る千葉県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る千葉県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、千葉県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を経た後、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 農業者戸別所得補償制度から経営所得安定対策への制度変更に伴う内容については、国の平成25年度当初予算成立後に施行することとし、平成24年産の農業者戸別所得補償制度に係る取組については、従前の例により取り扱うものとする。

平成17年	4月	1日	一部変更
平成18年	4月	1日	一部変更
平成19年	4月	2日	一部変更
平成20年	4月	1日	一部変更
平成20年	12月	16日	一部変更
平成21年	3月	13日	一部変更
平成21年	9月	4日	一部変更
平成22年	6月	9日	一部変更
平成23年	6月	2日	一部変更
平成25年	3月	12日	一部変更
平成25年	5月	28日	一部変更（平成25年4月1日から適用する。）
平成26年	2月	20日	一部変更
平成26年	6月	13日	一部変更（平成26年4月1日から適用する。）
平成27年	2月	6日	一部変更（平成27年1月9日から適用する。）
平成27年	6月	17日	一部変更（平成27年4月9日から適用する。）
平成28年	3月	23日	一部変更
平成29年	6月	27日	一部変更（平成29年4月1日から適用する。）
平成30年	6月	14日	一部変更